

新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて

I. 登校停止について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等により新型インフルエンザ等感染症とされた新型コロナウイルス感染症の予防・拡大防止のため、学校保健安全法第19条等に基づき、下記①～④のいずれかに該当する学生（学部学生、大学院学生、研究生、法務研修生、科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、短期交流特別学部学生及び大学院特別研究学生をいう。以下同じ。）については、本学への登校（授業への出席のほか課外活動や研究等本学で行う全ての活動への参加をいう。）及び学外での活動への参加を一切禁止し、自宅等での待機（療養）を求める措置（以下、「登校停止」という。）を行う。（具体的手続は、II及びIIIに示すとおりとする。）

- ①新型コロナウイルス感染症に感染した学生
- ②保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生
- ③風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生
- ④海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき、宿泊施設等での待機の指示を受けた学生（私事渡航を含む。以下同じ。）

（※①～④の該当要件は、II及び（別紙1）を参照のこと）

【関係法令及び学内規則】

○学校保健安全法（抄）

（出席停止）

第19条 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

○学校保健安全法施行令（抄）

（出席停止の指示）

第6条 校長は、法第19条の規定により出席を停止させようとするときは、その理由及び期間を明らかにして、幼児、児童又は生徒（高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）の生徒を除く。）にあつてはその保護者に、高等学校の生徒又は学生にあつては当該生徒又は学生にこれを指示しなければならない。

2 出席停止の期間は、感染症の種類等に応じて、文部科学省令で定める基準による。

○学校保健安全法施行規則（抄）

（感染症の種類）

第18条 学校において予防すべき感染症の種類は、次のとおりとする。

一～三 （略）

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第7項から第9項までに規定する新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症は、前項の規定にかかわらず、第一種の感染症とみなす。

（出席停止の期間の基準）

第19条 令第6条第2項の出席停止の期間の基準は、前条の感染症の種類に従い、次のとおりとする。

一 第一種の感染症にかかった者については、治癒するまで。

二・三 （略）

四 第一種若しくは第二種の感染症患者のある家に居住する者又はこれらの感染症にかかっている疑がある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで。

五・六 （略）

○静岡大学学部共通細則（抄）

第15条 学部長等は、学生の健康を管理し、必要に応じ治療を命じ、又は登校を停止することができる。

○静岡大学大学院規則（抄）

第53条 この規則に定めるもののほかは、本学学則・学部共通細則その他学部学生に関する諸規則を準用する。

Ⅱ. 登校停止の適用について

1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について

(1) 新型コロナウイルス感染症に感染した学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止期間は、医療機関又は保健所から新型コロナウイルス感染症に感染したと診断を受けた日から、保健所等から指示を受けた自宅等での療養期間が終了し、保健センター（静岡キャンパスの学生は静岡支援室、浜松キャンパスの学生は浜松支援室、以下同じ。）が授業等の出席に支障がないと認めた日までとする。

ただし、下記2、3又は4による登校停止から引き続いて新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明し、継続して登校停止となる場合の登校停止の開始日は、最初の登校停止の開始日とする。

(2) 登校停止の手続（別紙2－1参照）

- ① 新型コロナウイルス感染症に感染した学生（以下、「当該学生」という。）は、以下3つの事項について対応する。
 - ア 保健センターWebサイト掲載の「保健所等連絡報告フォーム」に入力する
 - イ 登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡する
 - ・ 陽性判定を受けたため授業を欠席すること
 - ・ 欠席する授業日
 - ウ 「健康観察表」（別紙3－1又は3－2参照）に登校停止期間中の症状等を記録する

※ 登校停止期間中は、保健所や大学等からの指示に従うこと
- ② 保健所等から指示を受けた自宅等での療養期間が終了した学生は、健康観察表、及び治癒証明書又は治癒したことが証明できる書類（別紙4参照。医療機関等から発行された場合のみ。以下、「治癒証明書等」という。）を保健センターに提出する。
- ③ 保健センターは、当該学生と面談を行い、体調確認の結果、授業等の出席に支障がないと認めるときは、その旨を健康観察表及び治癒証明書等に記載し確認印を押印する。また、健康観察表には登校停止期間及び確認日も記載する。
- ④ 保健センターにおいて授業等の出席に支障がないと認められた場合、当該学生は、健康観察表及び治癒証明書等を所属する学部・大学院等の学務（教務）係又は地域創造学環係（以下、「学務担当係」）に提出し、学務担当係でも確認印の押印を受け、健康観察表及び治癒証明書等の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑤ 学務担当係は、当該学生から、健康観察表及び治癒証明書等の提出があっ

た場合は、写しを当該学生に返却し、原本は保管する。

- ⑥ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センター及び学務担当係の確認を受けた健康観察表及び治癒証明書等の写しを欠席した授受業担当教員に提示する。

2. 保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生について

(1) 保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止期間は、保健所等から濃厚接触者として特定を受けた日から、保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日までとする。

ただし、下記3又は4による登校停止から引き続いて新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受け、継続して登校停止となる場合の登校停止の開始日は、最初の登校停止の開始日とする。

※ 登校停止期間中に、新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、以後、「1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について」に従って対応する。

(2) 登校停止の手続（別紙2－2参照）

- ① 保健所等から濃厚接触者として特定を受けた学生（以下、「当該学生」という。）は、以下4つの事項について対応する。
 - A 保健センターWebサイト掲載の「保健所等連絡報告フォーム」に入力する
 - I 登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡する
 - ・ 濃厚接触者として特定を受けたため授業を欠席すること
 - ・ 欠席する授業日
 - U 医療機関に受診について相談する（風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある場合のみ）
 - ・ かかりつけ医がいる学生
 - かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - ・ かかりつけ医がいない学生
 - 発熱等受診相談センターに電話し医療機関の紹介を受け、紹介を受けた医療機関に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - E 「健康観察表」（別紙3－1又は3－2参照）に登校停止期間中の症状等を記録する
- ※ 登校停止期間中は、保健所や大学等からの指示に従うこと
- ② 保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了した学生は、健康観察表を保健センターに提出する。
- ③ 保健センターは、当該学生と面談を行い、体調確認の結果、授業等の出席に支障がないと認めるときは、その旨を健康観察表に記載し確認印を押印する。また、健康観察表には登校停止期間と確認日も記載する。

- ④ 保健センターにおいて授業等の出席に支障がないと認められた場合、当該学生は、健康観察表を学務担当係に提出し、学務担当係でも確認印の押印を受け、健康観察表の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑤ 学務担当係は、当該学生から、健康観察表の提出があった場合は、健康観察表の写しを当該学生に返却し、原本は保管する。
- ⑥ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センター及び学務担当係の確認を受けた健康観察表の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

3. 風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生について

(1) 風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止の開始日は、風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生（以下、「当該学生」という。）が、風邪の症状を発症した旨を保健センターWebサイト掲載の「風邪症状の報告フォーム」に入力した日とする。
- ・ 登校停止の終了日は、風邪の症状が治癒し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日とする。（登校停止の終了日が登校停止の開始日と同一の日であることもありうる。）

※ 登校停止期間中に、**新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、以後、「1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について」に従い、新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた場合は、以後、「2. 保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生について」に従って対応する。**

(2) 登校停止の手続（別紙2－3参照）

- ① 風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生は、以下4つの事項について対応する。
 - A 保健センターWebサイト掲載の「風邪症状の報告フォーム」を入力する
※風邪の症状を発症した学生は、直ちに上記フォームに入力すること。
風邪の症状が治癒した後に入力した場合は本取扱いの対象とはならない。
 - I 登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡する
 - ・ 風邪の症状があるため授業を欠席すること
 - ・ 欠席する授業日
 - U 医療機関に受診について相談する
 - ・ かかりつけ医がいる学生
→ かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - ・ かかりつけ医がいない学生
→ 発熱等受診相談センターに電話し医療機関の紹介を受け、紹介を受けた医療機関に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
 - E 「健康観察表」（別紙3－1又は3－2参照）に登校停止期間中の症状等を記録する
- ※ 登校停止期間中は、保健所や大学等からの指示に従うこと
- ② 風邪の症状が治癒した学生は、健康観察表を保健センターに提出する。
- ③ 保健センターは、当該学生と面談を行い、体調確認の結果、授業等の出席に支障がないと認めるときは、その旨を健康観察表に記載し確認印を押印する。また、健康観察表には登校停止期間と確認日も記載する。

- ④ 保健センターにおいて授業等の出席に支障がないと認められた場合、当該学生は、健康観察表を学務担当係に提出し、学務担当係でも確認印の押印を受け、健康観察表の写しの返却を受けてから授業等に出席する。
- ⑤ 学務担当係は、当該学生から、健康観察表の提出があった場合は、健康観察表の写しを当該学生に返却し、原本は保管する。
- ⑥ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センター及び学務担当係の確認を受けた健康観察表の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

4. 海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき宿泊施設等での待機の指示を受けた学生について

（1）海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき宿泊施設等での待機の指示を受けた学生に対する学業上の措置

- ・ 登校停止とする。
- ・ 登校停止期間は、政府の水際対策措置に基づき、宿泊施設等での待機を求められた日から、宿泊施設等での待機を求められた期間が終了し、保健センターが授業等の出席に支障がないと認めた日までとする。

※ 登校停止期間中に、新型コロナウイルスに感染していることが判明した場合は、以後、「1. 新型コロナウイルス感染症に感染した学生について」に従い、風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）を発症した場合は、以後、「3. 風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生について」に従って対応する。

（2）登校停止の手続（別紙2－4参照）

① 海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき宿泊施設等での待機の指示を受けた学生（以下、「当該学生」という。）は、以下3つの事項について対応する。

ア 保健センターWebサイト掲載の「帰国者用の報告フォーム」に入力する

イ 登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合は、学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡する

- ・ 海外から帰国（入国）し宿泊施設等での待機を求められたため授業を欠席すること
- ・ 欠席する授業日

ウ 「健康観察表」（別紙3－1又は3－2参照）に登校停止期間中の症状等を記録する

※ 登校停止期間中は、保健所や大学等からの指示に従うこと

② 宿泊施設等での待機を求められた期間が終了した学生は、健康観察表及び帰国（入国）日が分かる書類（パスポートの写しや航空券の半券等）を保健センターに提出する。

③ 保健センターは、当該学生と面談を行い、体調確認の結果、授業等の出席に支障がないと認めるときは、その旨を健康観察表に記載し確認印を押印する。また、健康観察表には登校停止期間と確認日も記載する。

④ 保健センターにおいて授業等の出席に支障がないと認められた場合、当該学生は、健康観察表及び帰国（入国）日が分かる書類を学務担当係に提出し、学務担当係でも確認印の押印を受け、健康観察表の写しの返却を受けてから授業等に出席する。

⑤ 学務担当係は、当該学生から、健康観察表及び帰国（入国）日が分かる書類の提出があった場合は、健康観察表の写し及び帰国（入国）日が分かる書

類を当該学生に返却し、健康観察表の原本は保管する。

- ⑥ 当該学生は、登校停止期間中の授業について欠席扱いとしない措置を受けるため、保健センター及び学務担当係の確認を受けた健康観察表の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

Ⅲ. 授業の出欠の取扱いについて

I 及びⅡにより、学校保健安全法第 19 条等に基づく措置として、登校停止となった学生に係る授業の出欠については、欠席扱いとしないものとする。

(欠席扱いとしない回数の制限はしない。ただし、授業担当教員の判断により必要に応じ実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではない。)

新型コロナウイルス感染症に係る登校停止の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低減するため、下記の「登校停止の要件」に該当する学生は、大学には登校しない（又は速やかに下校する）こと。

1. 登校停止の要件

- ①新型コロナウイルス感染症に**感染した**学生
- ②**保健所等から**新型コロナウイルス感染症の**濃厚接触者として特定を受けた**学生
- ③**風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある**学生
- ④海外から**日本に帰国（入国）**し、政府の水際対策措置に基づき、**宿泊施設等での待機の指示を受けた**学生

2. 授業の出欠の取扱い

学校保健安全法第19条等に基づく措置として、登校停止となった学生に係る授業の出欠については、**欠席扱いとしない**ものとする。

（欠席扱いとしない回数の制限はしない。ただし、授業担当教員の判断により必要に応じ実施するレポートの提出や補講の受講を免除するものではない。）

新型コロナウイルス感染症に感染した学生は、登校停止とします。

医療機関又は保健所から「陽性」と診断を受ける

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から③の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「保健所等連絡報告フォーム」に入力
<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



- ②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合
学務情報システムの「教員問合せ機能」で以下事項を授業担当教員に連絡
- (1) 陽性判定を受けたため授業を欠席すること
 - (2) 欠席する授業日
- ③「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**

保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了

保健センターに以下の書類を提出し体調確認を受ける（提出後、原本を受け取る）

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等（医療機関等から発行された場合のみ）

保健センターで確認を受けた以下書類を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける（提出後、写しを受け取る）

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた以下の書類の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

- ①健康観察表
- ②治癒証明書等

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する

保健所等から新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者として特定を受けた学生は、登校停止とします。

保健所等から濃厚接触者として特定を受ける

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から④の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**保健所等連絡報告フォーム**」に入力
<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合
学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡
(1) 濃厚接触者に認定されたため授業を欠席すること
(2) 欠席する授業日

③風邪症状（発熱、咳、のどの痛みなど）がある場合のみ
・かかりつけ医がいる学生：かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
・かかりつけ医がいない学生：発熱等受診相談センターに電話し病院の紹介を受け、紹介を受けた病院に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する

静岡県発熱等受診相談センター <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/documents/hatsunetsutoujushinsoudancenter.pdf>

④「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**



保健所等から指示を受けた自宅等での待機期間が終了

保健センターに「健康観察表」を提出し体調確認を受ける（提出後、原本を受け取る）

保健センターで確認を受けた「健康観察表」を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける（提出後、写しを受け取る）

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた「健康観察表」の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する

風邪の症状（発熱、咳、のどの痛み等）がある学生は、登校停止とします。

風邪の症状（発熱、咳、のどの痛みなど）がある

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から④の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**風邪症状の報告フォーム**」に入力
<https://www.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



※風邪の症状を発症した学生は、直ちに上記フォームに入力すること。
風邪の症状が治癒した後に入力した場合は本取扱いの対象とはならない。

②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合

学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡

- (1) 風邪症状があるため授業を欠席すること
- (2) 欠席する授業日

③医療機関等に相談

- ・かかりつけ医がいる学生：かかりつけ医に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する
- ・かかりつけ医がいない学生：発熱等受診相談センターに電話し病院の紹介を受け、紹介を受けた病院に現在の症状等を電話で伝え受診について相談する

静岡県発熱等受診相談センター <https://www.pref.shizuoka.jp/kousei/ko-420a/kansen/documents/hatsunetsutoujushinsoudancenter.pdf>

④「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**



風邪の症状（発熱、咳、のどの痛みなど）が治癒

保健センターに「健康観察表」を提出し体調確認を受ける（提出後、原本を受け取る）

保健センターで確認を受けた「健康観察表」を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける（提出後、写しを受け取る）

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた「健康観察表」の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する

海外から**日本に帰国（入国）**し、政府の水際対策措置に基づき、**宿泊施設等での指示を受けた学生は、登校停止**とします。

海外から日本に帰国（入国）し、政府の水際対策措置に基づき、**宿泊施設等での待機を求められた**

登校停止（自宅等で待機）

1. 以下の①から③の事項に対応する
2. 保健所や大学等からの指示に従う

①保健センターウェブサイトの「**帰国者用の報告フォーム**」に入力
<https://wpp.shizuoka.ac.jp/hoken/#AA>



②登校停止期間中に欠席する授業科目がある場合

学務情報システムの「教員問合せ機能」で授業担当教員に以下事項を連絡

- (1) 海外から帰国（入国）し宿泊施設等での待機を求められたため授業を欠席すること
- (2) 欠席する授業日

③「**健康観察表**」に登校停止期間中の症状などを**記録**

政府の水際対策措置で定められた待機期間終了

保健センターに以下の書類を提出し体調確認を受ける

- ①健康観察表（提出後、原本を受け取る）
- ②帰国（入国）日が分かる書類（パスポートの写しや航空券の半券の写し等。提出後、返却を受ける。）

保健センターで確認を受けた以下書類を、所属する学部・大学院等の学務（教務）担当係に提出し確認印の押印を受ける

- ①健康観察表（提出後、写しを受け取る）
- ②帰国（入国）日が分かる書類（提出後、返却を受ける）

保健センターと学部・大学院等の学務（教務）担当係の確認を受けた「健康観察表」の写しを欠席した授業担当教員に提示する。

※これにより、登校停止による「欠席扱いとしない」手続きが完了する

健康観察表 登校日の朝まで健康チェックを行う

*体調不良や病院受診、保健所での相談・検査などされた場合 静岡大学保健センター 静岡 054-238-4468
 保健センターへ連絡をしてください。(Webフォーム・メール・電話) 浜松 053-478-1012

*体調が回復したら健康記録表を保健センターに持参してください

『発熱等の風邪症状がみられる場合』：症状消失・解熱剤を使用せずに平熱が3日間続くまでは出席停止です

教職員：所属 _____

学生：学籍番号 _____ 氏名 _____ 男・女 _____

住所 _____ 自宅・アパート・寮・会館 _____

携帯電話 _____

所属部活・サークル _____ 通学時：バス利用・電車利用 _____

☆ボールペンで記入

*症状がある時は○

*出席したところに○ 欠席したところに×

月 / 日	曜日	体温	使 用 熱 ○ 剤	症 状							就業・授業・サークル・部活・アルバイト・旅行など								
				熱感	だるい	息切れ	鼻水	咳	頭痛	のど痛	他	午前		午後			部 活	ア ル バ イ ト	その他
												1コマ	2コマ	3コマ	4コマ	5コマ			
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	
/		朝 . . . °C																	
/		夕 . . . °C																	

- *発熱や倦怠感など体調不良がある方は、**かかりつけ医に電話で相談**しましょう。
- *かかりつけ医がない場合「**発熱等受診相談センター**」で**24時間電話相談**を受け付けています。
 - *静岡市保健所 054-249-2221 受付時間：24 時間（土日祝日も実施）
 新型コロナウイルスに関するその他の相談について
 054-249-3172 受付時間：8：30～17：15（平日）
 - *浜松市保健所 053-453-6118 受付時間：24 時間（土日祝日も実施）

停止期間	
～	
確認印	
保健センター	担当事務

Health Check sheet

【別紙 3 - 2】

- * Please contact the Health Care Center if you feel unwell, receive a hospital visit, and have a consultation or examination at the City health center. (Web form, e-mail, Phone)
Health Care Center 保健センター Shizuoka 静岡 054-238-4468 (4468) Hamamatsu 浜松 053-478-1012 (1012)
- * After you healing, please bring this record sheet to Health Care Center.
- * 『Report for Cold Symptoms』: You can not attend the University, until normal fever lasts for 3days without using antipyretics and symptoms disappearance.

Student ID	Name	M・F
Address		I live in (Private apartment, University Residence, Family home)
Cell phone number	Supervisor (laboratory)	
Student Club /Society	Use of transport to school (Bus/Train)	

* Put a circle ○ in a box when the symptoms appear

* Activities you did (Circle ○ all that apply)

Date	Day of week	Temperature	Use of antipyretics	Symptoms								Lecture					Society/Club activities	Part-time job	Travel/ other activities etc.
				Fever	Malaise	Runny nose	Sneezing	Cough	Headache	Sore throat	Others	AM		PM					
												1	2	3	4	5			
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	
/		Morning °C																	
		Evening °C																	

- * If you have a fever or feeling unwell, please call your family doctor
- * If you do not have a family doctor, you can accept telephone consultations 24 hours a day at the "Fever Consultation Center "
- * Shizuoka-shi public health center 054-249-2221 Reception hours: 24 hours (Saturdays, Sundays, and holidays are also held)
Other consultaion about New Coronavirus. 054-249-3172 Reception hours: 8:30~17:15(weekdays)
- * Hamamatsu-shi public health center 053-453-6118 time in: 24 hours (we perform it on Saturdays, Sundays, and holidays)

Health Care Center 保健センター Shizuoka 静岡 054-238-4468 (4468)
Hamamatsu 浜松 053-478-1012 (1012)

停止期間	確認印	
~	保健センター	担当事務

